

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【江北町の概要・立地】

1 位置・面積

当町は、佐賀県の中央部で杵島郡の最東端に位置し、東西 5.6 km、南北およそ 7.2 km、面積 24.49 km²で、東部は小城市、西部は大町町、南部は一級河川六角川を隔てて白石町に接し、北部は多久市に接している。

2 地勢(地質)

本町の地形は、北部の山地と南部の平坦地に二分されている。また、地質は新生第3紀の地層からなり、北部山地は陸成、中部から南部に広がる平野部は海成地層である。

3 河川

町内の河川は、六角川に注ぐ一級河川の古川と惣領分川がある。古川は、山地から流れる水を鏡堀で合流し、クリークの水を集め六角川に注ぐ。惣領分川は、上惣区と宿区の山地から流れる水が下流で合流し六角川に注いでいる。牛津、芦刈を対岸とする町東部の牛津川は正徳区の地先で六角川と合流している。六角川・牛津川とも低平地を流れ有明海の干満の影響を受けるため、降水量が多い時は警戒が必要である。

【洪水：ハザードマップ】

当町のハザードマップによると、当会が立地する江北町の中心部において、0.5 未満の浸水が予想されているほか、江北バイパス沿いにはイオンをはじめ多くの商業施設が点在しており 0.5 未満の区域、0.5m～1.0m 未満の浸水が予想される。また、町の南部地区において、最大で 2.0～2.5m の浸水被害が予想されている。

【土砂災害：ハザードマップ】

当町のハザードマップによると、山間部一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、小売業が集積している。

【地震：J-SHIS】

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5強以上の地震が今後30年間で26%以上の確率で発生すると言われている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年間の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように、市民のほとんどが免疫を有しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。

【その他】

町内の六角川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、令和元年の8月豪雨においては、1時間雨量 103.5 ミリの大雨が降り、浸水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この豪雨により、当町では、住家被害が379棟にのぼった。



《江北町ハザードマップ》

(2) 商工業の状況

- ・ 商工業者等数 389人
- ・ 小規模事業者数 333人

【内訳】

(令和2年4月1日現在)

業 種	商工業者数 (人)	小規模事業者数 (人)	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	69	68	町内に広く分布している
製造業	21	16	中小・大企業は山間部に集積している
卸売業	12	12	交通の便が良い道路沿線に位置する
小売業	102	79	特に山間部に多く集積している
飲食店宿泊業	41	39	人口密集地に多い
サービス業	109	93	町内に広く分布している
その他	31	26	町内に広く分布している
合 計	389	333	

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組み

- ・ 江北町地域防災計画の策定
- ・ 江北町国土強靱化計画の策定
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 江北町ハザードマップの全世帯配布
- ・ 地区防災マップの作成
- ・ 地域防災リーダーの育成
- ・ 江北町新型インフルエンザ等対策業務継続計画の策定

2) 当会の取組み

- ・ 事業者BCPに関する施策等の周知
- ・ 事業者BCPセミナー等についての周知
- ・ 損保会社・県共済と連携した損害保険への加入推進
- ・ 防災訓練の実施

II 課題

当会では、県内商工会統一のマニュアルである「仕事の進め方・大規模災害編」をBCP計画とし、昨年の豪雨災害時に活用し、ある程度の効果を発揮したとを感じるが、より迅速な対応ができるようにするために、検証・一部改善が必要な部分もある。

商工会単体では、マンパワーが不足することもあり、佐賀県商工会連合会などの上部団体との更なる連携が必要である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・BCP計画を職員間で十分に理解し、支援体制の整備に努める。
- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・マニュアルの共有化と災害に関する知識・ノウハウを習得する。
- ・災害に関しての保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～ 令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担・体制を整理し、連携し以下の事業を実施する。

【事前の対策】

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会報や町広報、ホームページ、LINE等で、国・県などの施策の紹介やリスク対策の必要性を周知する。
- ・必要に応じ事業継続の取組に関する専門家を招くなど、小規模事業者に対する普及啓発セミナーなどの実施に取り組む。
- ・各種共済や損害保険等の積極的なPRを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には当町や県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

②事業継続力強化計画の策定支援

- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員や専門家による指導及び助言を行い、計画策定支援を行う。

③関係団体との連携

- ・県共済や損害保険会社からの協力を仰ぎ、損害保険の重要性をPRする。
- ・関係団体（町・損害保険会社・県共済・金融機関等）への普及ポスター掲示の依頼。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP計画の取組状況を把握し、国の認定までフォローする。
- ・当会と当町で事業継続力強化支援のための会議を必要に応じ開催し、状況確認や情報の共有を図る。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（水害）が発生したと仮定し、当町・当会が即連絡が取れるようになっているか、連絡ルートの確認等を行う。

【発災後の対策】

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに職員の安否報告を行う。（電話もしくはLINE、SNS等による）
- ・町内の要所の道路交通状況の確認を行う。
- ・各地区の事業所（役員の事業所）と連絡を取り、周辺の被害状況の確認を行い、町と情報を共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認（検温等）を行うとともに、事務所等の消

毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当町と当会で被害状況の確認や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・災害状況を考慮し、警報や状況を考慮し、安全が確保できないと感じる場合は、無理な出勤はせず、安全確認ができてからの出勤を行う。
- ・職員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に町と情報共有を行う。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期 間	共 有 頻 度
発災後～2週間	発災直後は必要に応じ複数回共有し、2日目より1日に2回共有する。(必要に応じ頻度を増やす)
2週間～1か月	1日に1回共有する。
1か月～2か月	1週間に1回共有する。
2か月～3ヵ月	2週間に1回共有する。
3か月以降	1か月に1回共有する。

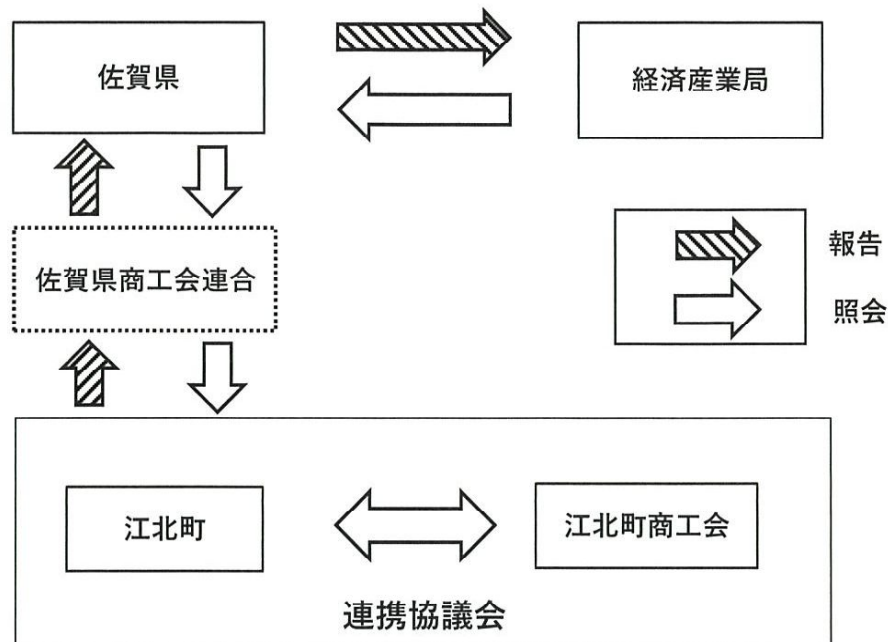
※災害の規模により共有頻度は協議のうえ変更する場合がある。

- ・江北町新型インフルエンザ等対策業務継続計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

【発災時における指示命令系統・連絡体制】

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う仕組みの構築を行う。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当町と当会は、小規模事業者の被害状況（共通の項目を選定）について、情報収集に努める。
- ・当町と当会で共有した情報を、県の指定する方法にて県へ報告する。

- ・感染症流行の場合、国や県等から情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。



【応急対策時の管内小規模事業者に対する支援】

- ・相談窓口は、当会と当町で開設の方法について協議のうえ開設する。開設方法については、県や県商工会連合会とも協議する。
- ・被害が大規模で国・県から特別相談窓口を設置の依頼を受けた場合は、江北町商工会に特別相談窓口を設置する。
- ・特別相談窓口の運営時に対応職員が不足する場合は、県商工会連合会に人員の応援を依頼する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
(巡回のほか電話・SNSなどを活用)
- ・初動対応として有効と思われる各種施策情報を域内の事業所へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する(国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。

【地区内小規模事業者に対する復興支援】

- ・被害状況の確認を終え、国や県の災害に関する法律の適用や方針に従い、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当町は、低平地や山間部などを有しており、浸水や土砂災害による水害被害や地震などの種類により被災場所や規模が異なってくる。被害状況が異なることが、予想されるため、被害状況を見極め、応援派遣を含め相互に協働しながら小規模事業者等の復興支援を行う。
- ・被害の規模が大きく、当地区のみの職員等で対応が困難な場合は、他地域の商工団体からの応援派遣等を県商工会連合会や県等へ相談する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 3 年 1 月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員： (連絡先は後述 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)	
・ 本計画の具体的な取組の企画、実行 ・ 本計画に基づく進捗の確認、フォローアップ、計画の見直しなど (年 1 回)	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先	
①商工会／商工会議所 江北町商工会 〒849-0501 佐賀県江北町大字山口 3360 番地 2 TEL : 0952-86-2151 / FAX0952-86-4889 E-mail:kouhoku@sashoren.or.jp	
②関係市町 江北町 産業課 〒849-0592 佐賀県江北町大字山口 1651 番地 1 TEL : 0952-86-5615 / FAX0952-86-2130 E-mail:bikkie@town.kouhoku.lg.jp	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
必要な資金の額	400	300	400	300	400
・専門家派遣費 (年2回)	100	100	100	100	100
・セミナー開催費 (年1回)	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作成費	100	0	100	0	100
・防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・会費収入、事業収入、補助金収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等